

八潮市路上喫煙防止条例に基づく路上喫煙禁止区域

八潮市路上喫煙防止条例第6条第1項の規定に基づき、次の図の  の部分を、路上喫煙禁止区域に指定する。

なお、指定の日において、供用が開始されていない部分については、供用が開始された日から、指定の効力を発生する。

